

第3部 生活排水処理基本計画

資料2
R03.09.03
令和3年度第2回審議会資料

(1) 基本理念

**「人と自然が共生する」良好で快適な
水環境の保全を目指して**

水は人間の生活や産業にとって最も重要な資源であり、また、良好な水環境を作ることは、人々に潤いと豊かさを与え、快適な生活環境づくりには欠かすことのできない大きな要素の一つです。

そのためには、私たち一人一人が適切な排水処理に対する意識を高め、取り組むことが必要になります。

本計画では、生活排水処理の課題を改善し、適切な処理の在り方と方向性を示し、「**人と自然が共生する**」**良好で快適な水環境の保全**」を目指していくことを基本理念とします。

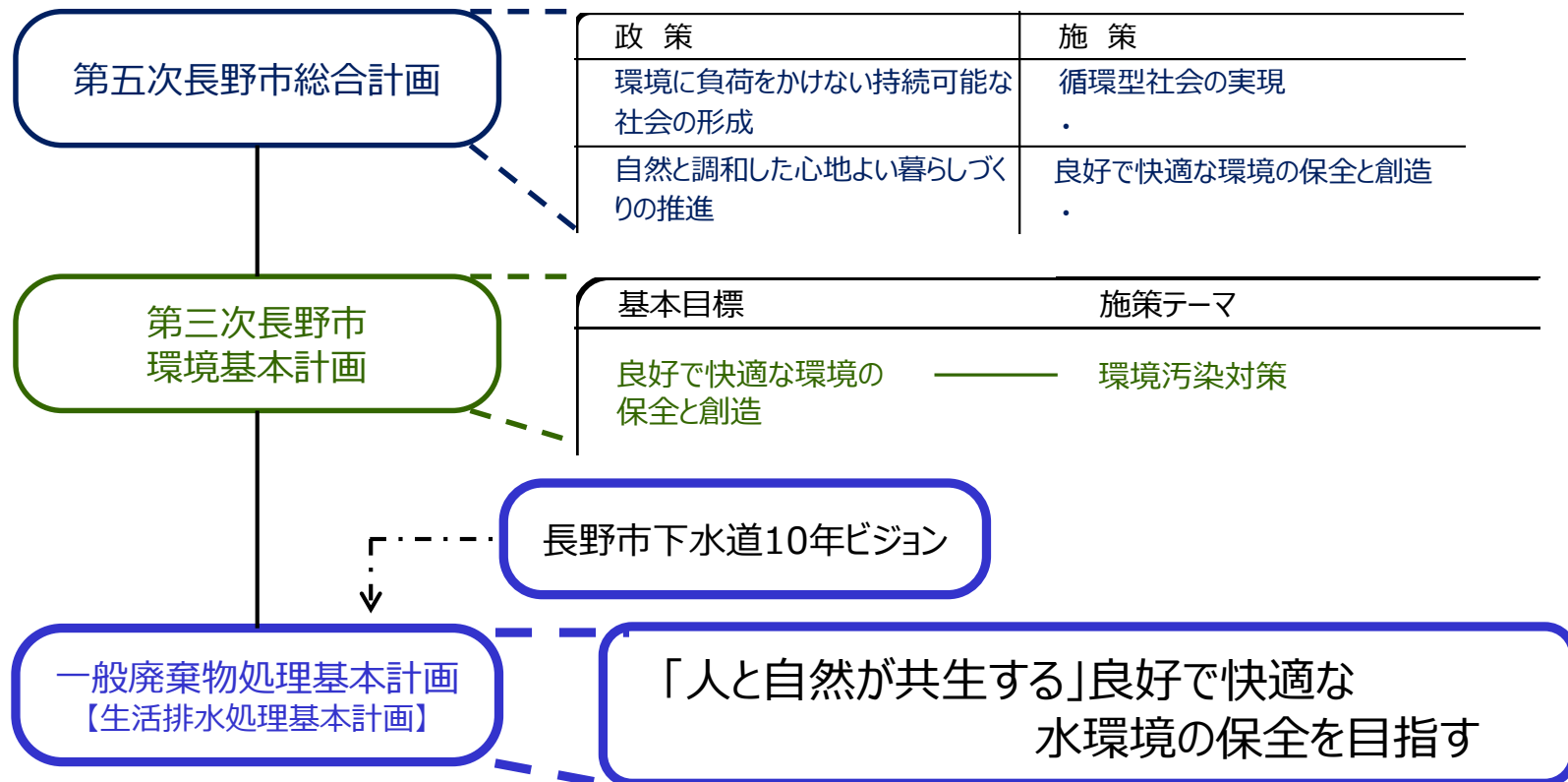
生活排水処理

し尿・浄化槽汚泥処理

良好な水環境へ

(2) 上位計画との整合性

本計画は、上位計画である第五次長野市総合計画、第三次長野市環境基本計画及び長野市下水道10年ビジョンとの整合性を図ります。



市町村の生活排水処理基本計画の策定に当たっては、平成2年の厚生省通知により指針が示されており、当時の施設状況から、生活排水処理施設の整備計画にも重点が置かれています。

(3) 処理量の見込み

ア 生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

区 分		令和2年度	令和8年度	
1	計画処理区域内(行政区域内)人口	A	372,080	349,148
2	水洗化・生活雑排水処理人口	B	353,451	341,189
	(1) 単独・流域関連公共下水道		328,335	317,880
	(2) 特定環境保全公共下水道		12,198	12,533
	(3) 農業集落排水施設		6,174	6,111
	(4) 合併処理浄化槽		6,744	4,665
	戸別浄化槽		2,990	3,082
	個人浄化槽		2,001	900
	下水道区域内個人浄化槽		1,753	683
	生活排水処理率※	B/A	95.0%	97.7%
	3	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		903
4	非水洗化人口(くみ取り)		17,726	7,295
5	計画処理区域外人口		-	-

※計画処理区域内(行政区域内)人口に占める水洗化・生活雑排水処理(下水道等を利用している)人口の比率

イ し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

単位：kL

区 分		基準年度 令和2年度	目標年次 令和8年度
年間処理計画量		29,570	23,372
	し尿	19,112	15,411
	浄化槽汚泥(単独・合併・農業集落排水施設)	10,422	7,861

(4) 生活排水処理率の推移

水洗化・生活雑排水処理率は年々向上し、令和2年度には95%に達しました。本計画期間においても緩やかに上昇するものと推測されます。

単位：人

区 分		H17	H22	H27	R2	R8
計画処理区域内(行政区域内人口)	A	381,592	384,284	382,141	372,080	349,148
水洗化・生活雑排水処理人口	B	290,773	327,415	352,672	353,451	341,189
生活排水処理率	B/A	76.2%	85.2%	92.3%	95.0%	97.7%

- 今後、し尿・汚泥の収集運搬量は、緩やかな減少を想定

公共下水道等への接続

人口減少

- し尿・汚泥の収集運搬は「ゼロ」にはならない

諸事情による公共下水道等への未接続

イベント・工事現場の仮設トイレ

- 収集運搬量の減少、作業場所の散在化により事業者の経営環境は厳しさを増す

くみ取り事業が継続するためには、「一定量のし尿・汚泥が必要」との観点も重要

(5) 生活排水処理の課題

ア 公共下水道などの整備率と利用促進

- ・ 計画区域内人口に対する処理人口の整備率
公共下水道などの集合処理 98.6% 合併処理浄化槽の個別処理 50.8%
- ・ 集合処理区域内の未接続家屋への利用促進、計画区域外の合併処理浄化槽設置促進が必要

イ 合併処理浄化槽等の適正な管理

- ・ 能力を発揮するためには、定期的な保守点検、清掃、法定検査受検が必要
- ・ 生活雑排水簡易浄化槽についても定期的な清掃が必要

ウ し尿処理施設の運営

- ・ 処理量が年々減少していくことによる施設の負荷率の低下、浄化槽汚泥混入率の上昇に対し、施設の定常運転の維持に向けた施設運営が必要

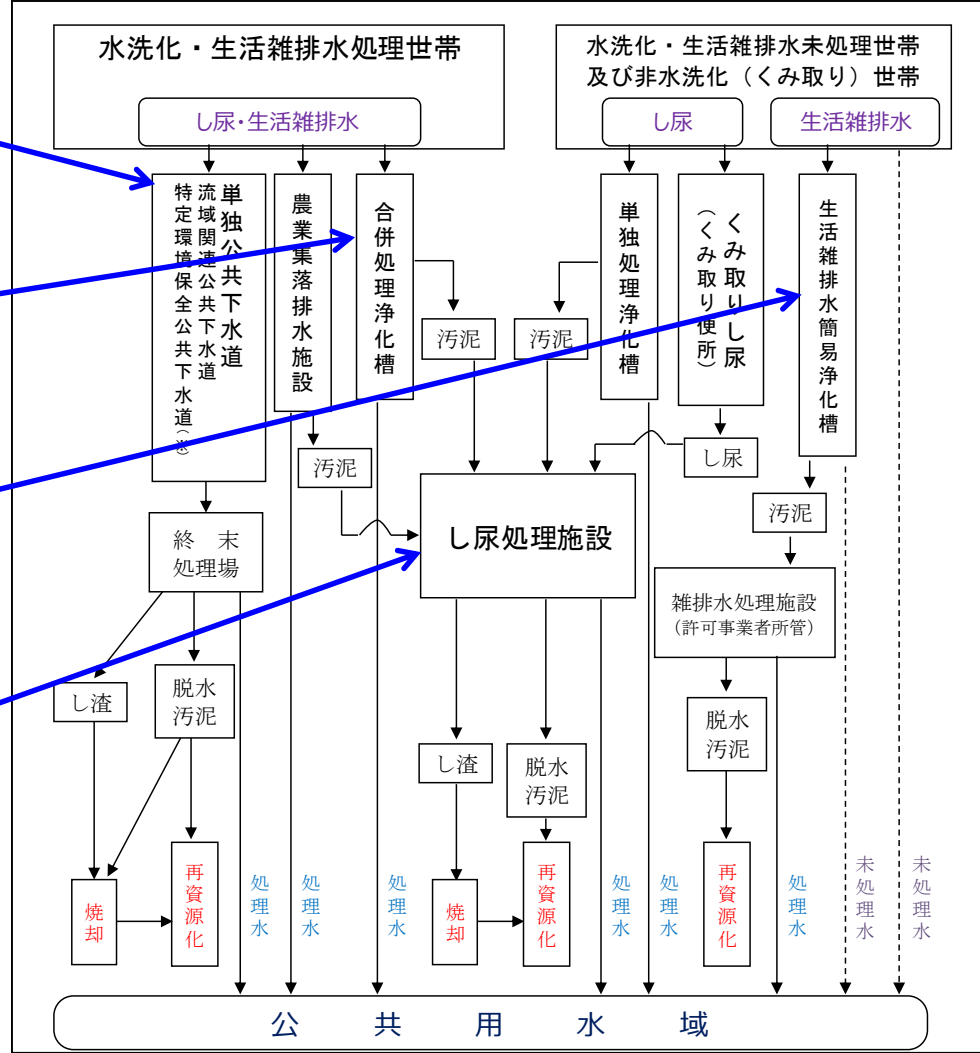
エ し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬量の減少、作業場所の散在化に対し、事業の継続が可能なし尿収集運搬体制維持について検討が必要

(6) 基本方針

基本理念実現のため、4つの基本方針を定めます。

- 1 公共下水道等への接続促進
- 2 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底
- 3 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進
- 4 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営



(7) 市民の取組の指針及び施策

基本方針に基づく市民の取組の指針及び市の施策を示します。

水・衛生



海洋資源



持続可能な都市



※ 該当するSDGsのゴール

ア 市民の取組の指針

- ・ 炊事・洗濯などの生活雑排水の放流が河川の水質を悪化させないように、水質汚濁の影響が少ない製品を優先的に使うように努めます。
- ・ 公共下水道等への接続又は浄化槽の設置による水洗化に努めます。

イ 市の施策

(ア) 生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

- ・ 炊事や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を行い、生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃を促します。
- ・ 水洗化していない家庭及び事業所に対し、下水道接続又は浄化槽の設置について普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進します。

(イ) 浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導

- ・ 浄化槽区域内における合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。

(ウ) し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

- ・ 本市のし尿処理施設から発生する汚泥は、脱水後、堆肥化し活用されており、引き続き再資源化を進めます。
- ・ し尿等の性状及び年間処理量の推移を踏まえ、適切なし尿処理を実践するため、施設の適切な維持管理を継続して実施します。

(エ) し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬は、より一層収集量の減少が見込まれるとともに、作業場所が散在化し、事業者の経営環境は厳しさを増しますが、将来の公費投入を最大限抑制する、適正規模を考慮した収集運搬体制の維持について検討していきます。